

申請者各位

静岡商工会議所 産業振興課

台湾向け食品に関する原産地証明への都道府県名記載について

日頃より当会議所の事業運営に対して格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、台湾における日本産食品の輸入規制強化について、日本政府は輸入規制措置の撤回を求めています。現在のところ事態緩和は難しい状況です。

原産地証明書は貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県等の「産地」までを証明するものではありませんが、このたびの台湾向け輸入規制を受け、台湾側から要求される場合は、静岡商工会議所では台湾向け食品に限り特例として原産地証明書に貨物の産地（都道府県名）を記載することを許容し、下記の通り対応する事と致します。

なお、本様式の有効性は現地通関が最終的に判断するものであり、当会議所としましては保証いたしかねますので、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 産地を記載する欄は、原産地証明書「**6欄：Remarks**」に記載して下さい。

(記載例)

Place of Production : Shizuoka Pref. (みかんなど農産物の場合)

Place of Manufacture : Aichi Pref. (緑茶など加工食品の場合)

※「7欄：Description of goods」には記載できません。

2. コマーシャルインボイスにも上記例同様に産地を記載して下さい。

3. 産地が証明できる根拠資料を提出して下さい。

(根拠資料例)

- ・ 製造業者による製造証明書又は加工証明書
- ・ 農協 (JA) の出荷票 (産地がわかるものに限る)
- ・ 各地漁協発行の出荷票 (産地がわかるものに限る)

※いずれも発行者の社印が押印されているものに限りです。

※申請者にて原本の保有があれば、フォト・コピーでも可能とします。

4. 注意事項

- ・ 上記対応は台湾向け食品の輸出のみを対象としていますので、他国向けには適用致しません。
- ・ 商工会議所発給の原産地証明書は「私文書」であり、日本政府又は自治体発給の証明書 (公文書) ではありません。
- ・ 今回の対応は当面の措置であり、今後の情勢により事前通知なしに対応を変更する場合があります。

■本件に関するお問い合わせ先

静岡商工会議所 産業振興部 産業振興課

〒424-0281 静岡市清水区相生町 6-17

電話：054-353-3401 FAX：054-352-0405